

# かたくい通信

福井から原発を止める  
裁判の会 会報

## ◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

記号：00760-6 番号：108539

♥口座名のみ変更しています！ご注意ください！

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



## 7 月 1 日 控訴審第 4 回口頭弁論

## 関電主張－原発に影響する津波は無し!?

控訴審第 4 回口頭弁論が名古屋高裁金沢支部 205 法廷で行われました。当日はやや湿っぽい 1 日でしたが、最初の行進時は何とか雨は降らずに済みました。

原告側からは第 4～第 7 準備書面（それぞれ内容は、津波に関わる被告準備書面 19 への反論、原発の多重防護に関わる被告準備書面（20）第 3 に対する反論、避難計画に関わる被告準備書面（20）第 2 に対する反論、原子力発電所の立地地域（なぜ過疎地に立地しているのか）に関わる主張）に加え、争点の明確化と進行協議期日の明確化を求めた進行に関する意見書 2、基準地震動等に関わる被告の準備書面（21）に対して求釈明を行うことを求める求釈明書 2 等が提出され、菅波弁護士と市川弁護士からの意見陳述、さらに『日本と原発』の 30 分短縮版が法廷内で上映されました。弁護士お二人の陳述は長文になりますが、ぜひ眼を通してください。被告側からは津波に関する準備書面 22 が提出されています。

意見書で原告が主張する進行協議の開催について裁判所は、意見書が届いて間がなく、十分に検討してないことなどから、引き続き議論を進める姿勢を示しました。

次回口頭弁論 9 月 14 日は確定していますが、次々回期日は 11 月 30 日に決定（当日の口頭弁論では 11 月 18 日とされたが、その後の調整により最終的にこの日に決定）となりました。



**次回口頭弁論期日は 9 月 14 日（月） 14 時開廷**

# 控訴審 (第 205 法廷)

## 第 4 回口頭弁論期日の概要

〈以下、期日の概要は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士による〉

### 1 書面陳述・証拠提出

原告：控訴審第 4 準備書面～第 7 準備書面陳述

被告：準備書面 2 2, 2 3 陳述

原告：甲 149～189 提出。

被告：乙 56～66 提出。

### 2 菅波弁護士意見陳述 (以下に紹介します)

3 市川弁護士意見陳述 (福島原発事故の被害にあった方々の陳述書につき、概要を説明。これらの陳述書を HP に掲載してよいかは現在交渉中)

(以下に抜粋のみ紹介)

### 4 「日本と原発」30 分短縮版上映

### 5 進行に関する意見書の取り扱い

原告：特に地震に関して、多くの点について一審被告の反論がなされていない。議論が熟していない。松田式の問題もある。そのため、議論を進めていきたい。

被告：準備書面 4, 5 について必要な反論をした。こちらとしては、必要な主張立証はない。よって、今後の進行について、進行協議期日を行う必要はない。

裁判所：裁判所としてはもう少し検討したいが、公開の法廷で弁論を続けてきたので、それで続行したい。議論が熟しているかも含め検討する。届いたのが 6 月 19 日なので、意見書の検討もまだ十分できていない。次回期日までに最終的な方針を出したい。また、一審原告の次回期日までの予定は。

原告：意見書添付の一覧表の 1 枚目に書いてある通り、法学面について双方の主張が十分なされていませんでしたが、今回、乙 56 号証が出てきま

した。伊方最高裁判決など従来の裁判例と比較しても過度に専門裁量を認めるもので、司法の役割を無視するものです。主流的な法学教授とも相談して反論していきたい。

原告：また、テロの脅威についても主張していきたい。また一審被告は求釈明(2)の第 3 で記載したテロに関する内容をまとめて主張されたい。

原告：民事訴訟と行政訴訟の役割分担、実質的には民事訴訟で行うべきではないとか、人格権を基礎にすべきでない、といった主張がありますが、これは一審被告の主張でしょうか。

被告：これは法学者のご意見であって、これによって新たな主張をする予定ではありません。

裁判所：表で「反論なし」とあるところは、一審被告もそういうご理解でよろしいですか。少なくとも、回答を行うか否かは次回までに検討ください。あと、次々回以降の一審原告の予定は。

原告：まず、法学者の意見書は、次回期日に提出するのは難しいと思います。また、双方、多数の代理人がいますので、次々回期日の日程もご準備頂きたいと思います。

被告：一審原告の主張立証予定も必ずしも明らかでないで、その必要はないと思われます。

裁判所：多数の代理人がいることは間違いないので、期日は設けておきたいと思います。次々回期日は 11 月 18 日の 14 時～。(注：その後、11 月 30 日の 14 時に変更)

## 意見陳述

### 原発事故による被害について

#### 菅波香織弁護士

原発事故後、4 年半が経過する今、被害の状況は良くなってきているのか、復興の道を歩めているのか。住民の対話の場では、「今の方が辛い」という声が多くあがる。原発事故による避難と、コ

コミュニティ崩壊、放射能汚染問題は、複雑さを増し、課題は細分化して見えにくくなり、更に可視化しにくくなっていつている。

私の住むいわき市は、人口約30万人。避難指示は出されなかったものの、事故直後は、約半分の人が避難し、町を離れたと言われているほどであった。その後、避難者の方が約2万4000人居住し、約1万人とも言われる原発作業員の方や除染作業員の方が行き交う町となった。一方で、いわき市からのいわゆる自主避難者も、公式な数値としても、未だ5000人ほどと言われている。いわき市から離れている理由を問うアンケートを見ると、低線量被ばくに対する不安、未だ収束していない原発の近隣に居住することへの不安をあげる声が非常に多い。

避難してきている方々が帰還を諦め、もしくは、帰還までの間、故郷に気候が似ているいわき市（夏は涼しく、冬は雪がほとんど降らず温暖な気候）に居住することを選択することが増え、賃貸物件には空きがなくなっていった。今まで誰も手に付けなかったような土地や、大震災で壊れた古い建物が解体されて更地になっていた土地がどんどん売れていき、気が付くと新居が建っている。国土交通省が公表した平成27年1月1日現在の公示地価の上昇率で、全国上位10地点を独占した。

## 1 事故直後

震災直後の津波や原発の爆発という悲惨で過酷な体験は、津波に吞まれたり自宅を失ったりしていない私にとっても、未だに、乗り越えられていない。津波の写真を見たり、事故直後のことを思い返したりするだけで、涙が流れて動悸がしてくるのである。

私は、震災時、4人の子どもを育てながら、いわき市で弁護士をしていた。第5子を妊娠中で、子どもたちを自然が豊かないわきで育てていけることに、とても幸せを感じていた。夏は海で泳ぎ、子どもたちと一緒に海釣りで魚を釣って食べ、山

に登り森で虫獲りをし、近所の空き地の雑草で遊ぶ生活をととても気に入っていた。しかし、その生活は完全に失われた。

車を運転しながら、山や海を見るたびに、涙が出てくる。キラキラした放射性物質が見えるような錯覚に何度も陥った。

私は、強制避難こそさせられてはいないが、大好きな故郷であった「いわき」（それはきっと、「いわきでの生活」を意味しているのかもしれない）を失ったのだった。

そのような生活の中、必死に、元の生活を取り戻そうと、放射線について勉強をしたり、情報を集めたりする人たちもいた。私も、その一人だった。いわきから避難することを何度も考え、具体的に避難先を選定する日もあった。しかし、いわきで生まれ育ち、弁護士となって戻ってきた私には、震災後の混乱したいわきに残れば、誰かの、何かの役に立てるのではないかと、役に立ちたい、そんな強い想いがあった。子どもが大事ならなぜ避難しないのだという言葉に傷つき、後ろめたさを感じながらも、自分の中でいろいろな理屈を付け、納得させ、残ることを日々、選び続けてきた。

## 2 住民の間での分断

### （1）津波被害者と原発事故被害者

福島県は、甚大な津波被害にも見舞われた。強制避難区域からの避難者には、賠償金が支払われる一方、隣町のいわき市の住民には、わずかな賠償金しか支払われていない。津波の被害にあい、自宅や全てを失ったいわき市の住民が、困窮して生活を送っている隣で、賠償金を元手に客観的には経済的に余裕のある生活をしている避難者がいる状況で、妬みを感じることを非難することはできないようにも思う。特に、いわき市小名浜下神白地区には、いわき市の津波被災者用の復興公営住宅と、4町村からの原発避難者用の復興公営住宅が隣接し、公営住宅入





居世帯数200という数は、もともとその地区に居住するいわき市の住民よりも多い。ついに、この公営住宅への入居が始まった。管轄が県と市という違いもあり、自治会はどうするのかなど、大きな問題を抱えているが、行政がコミュニティ作りの課題を感じながらも、積極的な手は打てないでおり、今後も支援が必要な地区である。

## （2）放射能に対する考え方

放射能に対する考え方は、多様であり、現状が安全であると断言する人たちがいる一方で、大きな不安を抱えて生活を送り続ける人も多くいる。不安を抱く住民の中には、避難を選択する者もいて、現時点においても、移住の相談はなくなっていない。成元哲中京大学教授らの研究グループが実施した「福島子ども健康プロジェクト」の大規模アンケート結果（避難指示区域外の中通り9市町村、2008年度生まれの子を持つ母親6191人対象）からは、4年を経過した今も、『避難したい』と考えている母親の割合が、年々減ってきてはいるものの、未だ25%いるという。一方で、安心を取り戻したと言って、自主的な避難から地元に戻ってきた人たち、避難生活が続けられずやむなく戻ってきた人たちも多くいる。しかし、そうした人たちにとって、現地で生活しながら不安を抱き続ける母親たちは、復興の邪魔をし、風評を助長する、もしくは、目を背けて生活したい不安を思い出させる邪魔な存在だと指摘されるのだった。いつまでも無知で不勉強でヒステリックな人たちと揶揄されることもある。

しかし、放射性物質による健康被害については、未だ不明な点が多い。平成24年6月、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「子ども被災者支援法」とする）が成立し、その中には、「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」と、明記された。不安を感じるのが合理的であ

ると、法はうたっているのである。私には、その一文が救いだった。多くの避難者、在住者が、この法律に期待し、それぞれの選択が支援される政策の実現を願い、行動したが、具体的で効果的な支援が国から行われることはなく、ついに、唯一ともいえる自主的な避難者に対する借り上げ住宅の援助も、打ち切りの検討段階に入っている現状にある。住宅援助は、特に母子避難世帯にとっては、避難生活の命綱とも言え、その打ち切りは、避難生活の継続を阻害する大きなダメージとなることは避けられない。

## （3）避難区域再編による分断

富岡町は、平成25年3月に区域再編が行われ、帰還困難区域、居住制限区域、そして避難指示解除準備区域と、町が3つの区域に分断された。区域によって賠償金に差が出て、自由に出入りできる地域と一年に15回のみ立ち入りが許される区域に分かれ、帰還困難区域の住宅の前には一戸毎にバリケードが設置された。道路一本向こうと、こちら側とで、親しかったご近所さんが、全く異なる状況に置かれたのである。同じ仮設住宅に避難し、親しく情報交換をしてきた町民らが、区域再編後、もう会いませんと言われたというエピソードには、本当に心が痛む。国の施策によって、人々の友情といった感情までも、壊されていくのである。

様々な分断と言える状況があり、お互いが傷つけないようにと配慮を重ね、言葉を選ぶ関係か、関係を断つか、人間関係についての決断も迫られていく。

## 3 乗り越えようとする試みと困難

上記のような分断の状況を何とかしようと、私たちは、平成25年から、「未来会議inいわき」という対話の場を主催するようになった。考え方はそれぞれ、価値観は多様であるということを前提に、相手を批判しないこと、本音で話すこと、の2つのルールを守って、リラックスした雰囲気

の中で対話をするワールドカフェの手法を用いた。その活動を通して、放射能に対する考え方の分断状況が少しは改善できないか、相手の立場を理解はしないまでも、そういう考え方もあると受け止めることができれば、気持ちの分断、すれ違いが少しは減るのではないか。そんな想いで続けてきた。

一緒に活動を始めようとしたメンバーの中には、私と同じく子どもを持ち、被ばくを少しでも避けて生活したいと思って行動をしてきた人も多くいた。一方、被災地のこれからを語る場には、福島復興に関心を持つ方々も多く集まり、話の中身は、前向きな話が増えていったように思う。その雰囲気の中、私たち主催者の意図とは逆に、徐々に、不安を語ることが憚られるような、明るい話しかできないような場であるかのような、そんな場の雰囲気になっていったように思う。そして、ある人の不安が、他の人の行動を責めているようにもとれるというナイーブな状況の中、本来であれば対立しない者同士が、相手への配慮から、ほんとうの思いを口に出すことを再び止めるようになっていった。不安を語っても安全な場、とうたった場でさえも、不安を語ること、不安を言葉にすることの難しさ、それが生じさせる分断のような状況が、大きな壁となっていった。徐々に、私たちの対話の場は、「復興派」の集まりなどと表現されるようにもなった。この原発事故後の変化してしまった社会で、子どもたちのために、との考えは同じなのにもかかわらず、手法の違いによって引き起こされる分断は、解消するのがとても難しく、現時点でも、深い溝が残されたまま、心を痛めたままの状態は続いている。

しかし、一方で、その活動を通じて、私は、双葉郡から避難してきたたくさんの方と、友達になることもできた。考え方も立場も違っているが、互いの立場を尊重しあえる関係。友達になると、相手の立ち位置が他人事ではなくなっていて、もっと事情を知りたくなっていく。そして、実際に彼ら

の故郷を訪ねさせてもらい、その町での震災前の楽しかった日々のエピソードなどを語っていただいたり、自宅に土足であがらせていただいたり、変わり果て、放置された町の有様を見せていただいたときに、数万人の方を強制避難させ、生活の全てを奪った状態、自分が住んでいる街の隣、同じ社会の中に、こんな世界が広がったままだという事実をちゃんと想像できていなかった自分を恥じた。知れば知るほど相手の痛みが自分の痛みとしても感じられ、置かれている状況の困難さを前に、何かできることはないかと考えるようになった。原発事故後の課題にとりくむ多くの人が、現在避難者が置かれている状況と、避難指示が出た町の様子を、現場を訪ねて知り、痛みを想像し、自分事として捉えて欲しいと考える。次に、私が見聞きした、避難者の置かれている実情を説明したい。

#### 4 広域、かつ長期の強制避難の実情

##### (1) 多くの住民は生活の全てを奪われた

区域再編までの間、警戒区域に指定された場所は、一般住民の立入りができなかった。地震によって壊れた建物は、早期に手入れができなかった結果、雨漏りや割れたガラス窓からの風雨の侵入を止められず、2年経過した初めての立入りのときには、雨水による劣化とカビの繁殖と、小動物たちの糞まみれになっていた。冷蔵庫にあった食材は腐り果て、片付けのために扉を開けたときの異臭は、脳裏に強く焼き付き、吐き気と悲しみを人々につきつけた。人のいない町は、震災による被害をそのままに残しただけでなく、より悪い状態へと変えていた。そこにあったはずの笑い声や生活を奪い続けるのが、原子力災害であり、避難政策である。そして、そんな町が、多くの人が震災前と同じように生活している社会の隣に、広範囲に取り残されているのに、多くの人がその事実に関心であることに、私は、狂気を感じずにはいられない。

## (2) 復興、帰還政策が進む中での矛盾

平成26年に福島県の浜通りを通過して東京と仙台を結ぶ国道6号線が開通し、平成27年3月には常磐道がいわき市から仙台まで開通し、自動車があれば誰でも旧警戒区域を通過できるようになった。

ある避難者の方は、旧警戒区域を通過する国道を、たくさんの自動車を通る度に、その脇にある自宅になぜ住むことができないのか、理解ができずに苦しいという。「なぜ、自分はここにいるのだろう。」その問いが頭から離れない。避難者からは、そんな感想が漏れる。復興の道筋を決める国のやり方には、住民らの意向が反映されているとはいい難く、むしろ、避難者の気持ちは置きざりにされていると言わざるを得ない。

## (3) 気持ちの揺れ動き

避難を余儀なくされている住民の中には、困難な状況であっても、前向きに明るく生きようと、気持ちを切り替えて、笑顔でいる者も多い。国や東京電力を責めていても、現状は良くならないと、気持ちを切り替えているのである。しかし、そのような避難者の方が、時々こぼす本音には、前に進むことへの無力感の訴えや、これでいいのかと問い続ける毎日であるとの想いも含まれる。彼らは、勝手な使命感をもって頑張り続けているが、ふと浮かぶ疑問に自ら答えることができないのだと言う。

避難から数年間、熱い思いを抱いて、家族の生活再生や、復興をと頑張ってきた人々の中には、生活が落ち着くに見えるや、うつ的な症状となったりする人も出てきている。

避難が続いているうちは、このような気持ちの揺れ動きがなくなることはなく、むしろ、避難が長期化し、状況が刻々と変化していく中で、更に大きな気持ちの揺れと向き合わざるを得なくなるのかもしれない。

## (4) 絶望と光

ある避難者は、避難指示により津波被害者の捜

索が続けられず、救えた命を救えなかったこと、見つかるはずだったご遺体が行方不明のままになってしまったことを悔やみ続け、今でも、捜索活動が続けている。そのような活動を見て、できることがあるのであればと、活動に協力を惜しまない人々もいる。

絶望的な中でも、人々の中に他者への思いやりが見えたとき、私は、光を感じたりもする。しかし、そんな状況に人々を追い込んだ事故を、ますます憎く感じたりもする。

## (5) 描けない将来像

国策で推進してきた原子力政策の失敗にもかかわらず、国が謝罪して責任を持つことを避けていることから、帰町等の判断は自治体に押しつけられ、様々な想いの住民を抱える自治体は、重い責任を負わされている。将来的な見通しが何らつけられない中、住民たちは、将来帰るか帰らないかといった判断ができる以前の状況に置かれており、不安定なままである。

自宅の状況が悪い方がむしろ、次の選択を決断しやすいという話もある。地震被害が大きかったり、雨漏りで自宅内がカビでいっぱいになり、小動物の糞まみれの自宅を持ったりしている方ほど、その自宅への帰還を諦める傾向が強いという。一方で、住宅の傷みが小さい住民ほど、戻ってその場で生活することが現実的であることから、帰還への想いを断ちきりにくいというのだ。

どちらにしても、今後の町のあり方が決まり、なおかつどの程度の住民が帰還するのが決まっていかなければ、将来像は描けない。住民が「戻りたい」と考える故郷は、隣近所に知人が多くいて、安心して生活ができたコミュニティである。隣人のうち、誰が帰還して誰が移住してしまうのか、そういった情報まで総合的に材料にしなければ、判断はできないが、それぞれの住民が決断をするタイミングは、決して同じではない。

## (6) 頻発する諸問題

汚染水の放出についても、漁協の同意という要

件をつけられた結果、むしろ、漁協が復興の妨げとなっているなどと、住民から責められる対象となるなど、新たな分断も招いている。

#### (7) 子どもたち

故郷への想いが強い大人たちの苦悩の一方で、子どもたちについて見ると、表向きに出てくる言葉は、むしろ新しい生活になじんでいるかのようにも見える。しかし、「興味ない」という言葉の裏に、親に心配をかけたくないという配慮や、傷ついた自分に触れたくないという想いがないと断言することはできない。余震が来る度に極度に怖がる小学生の私の娘は、「住んでみたい街を描く」という街づくりワークショップに参加したときに、星型のなかに「地震のない町」と書いた。そして、10歳の「2分の1成人式の日」に話した将来の夢は、「放射能を消す機械を作って、みんなを笑顔にしたい」だった。

震災時小学生だったある子どもは、震災後4年半たった最近、自宅に初めて足を踏み入れた。置かれていたピアノを演奏したいと言ったその子は、小学校の校歌を演奏したという。子どもの故郷への想いをかいま見た親は、その姿に涙を隠せない。

今、福島周辺の子どもたち、特に、避難区域出身の子どもたちは、「復興の担い手」と大人から表現されてしまっている。その期待を十分に理解している子どもたちは、大人の期待に応えようと頑張っている。その姿が、私には痛々しくてならない。ある広野町出身の高校生は、「住民と交流して意見を聞いて、復興に取り入れたい」と言った。それは大人の役割のはずである。子どもが、子どもらしくいることができない原発事故後の状況で、私たち大人は何をすべきなのか。

#### (8) 町の傷みと急激な変化

人々がいなくなった町は、地震や津波の被害が放置されたまま荒れていた。津波に流されて壊れた自宅はそのまま朽ち果て、埃にまみれ、田畑にはセイタカアワダチソウの黄色い花が繁茂して元の姿は全く感じられない。

その後、除染が始まると、町の様子は一気に変わっていった。津波被害の家は基礎ごと撤去され、次に気づくと黒いフレコンバッグの山になっていた。山林は剥げていき、田畑は茶色を取り戻していく。除染中という青色の派手なのぼりが5メートルおきに並び、さながらお祭りのような除染現場には、大勢の作業員がいる。気が付くと巨大な構築物が建設を始め、仮の減容化施設という名の焼却施設が海際に現れ、町並みは、もはや人々の記憶にある町ではなくなっていた。

避難者が戻りたいと言う故郷は、「震災前の故郷」である。「金はいらない。元に戻して欲しい」と言う避難者が多い。いま、急激な変化を遂げた町は、ほんとうに、彼らの戻りたい故郷なのだろうか。隣人が戻るとも限らない、近所にいた親族が戻るとも限らない。戻っても一人かも知れない。そのような一人一人の選択に任せた後の町作りは、困難を極めている。

#### (9) 故郷への想い

帰還困難区域に指定された住民の中でも、高齢者の多くは、死ぬまで故郷に戻れないと考えている。ある年配の住民は「元の町でみんな仲良くしてほしい。そのとき、私は、生きてはいないけれど」と微笑んだ。

その姿を見て、そういった人たちのために何ができるかと考え、二度と住むことはない、何十年も住んだ愛着のある自宅を、せめて綺麗にしてから別れを告げたいとの要望や、一時帰宅の際せめて自宅でお茶を飲んだりお弁当を食べたりしたいなど、住民のほんのちょっとした笑顔のために、住民を福島県内どこにでも迎えに行き、一時帰宅に付き添い、片付け等を行うボランティアを始めた住民もいる。今後の町のあり方が見えない。その苦悩は、想像を超える。

アンケート結果を見ると、帰還したい人の割合は少ない。しかし、行政は、帰還して町を再興する方向ばかり向いているように見え、予算も町作りにばかり使われ、除染と、インフラの整備ばかり



りがどんどん進んでいく。ハード面が整っていくことは目に見えてわかり、それは復興が進んでいく様子として人の目には映るが、果たして、人の心情に配慮したソフト面はついていっているのだろうか。

## 5 廃炉までの長い道のり

短くても、現時点においても、40年はかかると言われる廃炉までの道のりは、私たち大人が生きている内に見届けられないのではないかと思います。してしまうほど、途方もない。その間、私は、大きな地震が来る度に、原発の状況と原発周辺の放射線量をチェックする生活が続けることになるだろう。

私が、原発から約40キロメートルの距離しかないいわき市に居住を続け、故郷のためにという活動が続けることで、私の子どもたちが、いわき市への郷土愛を持ってしまうのではないかと。そうなることはとても素敵なことであるはずだけれど、そうなったときに、子どもたちをこの土地に縛り付けることになってしまうのではないかと。わざわざこの地で葛藤や不安を抱えて生活するのではなく、子どもたちにはもっと自由なところでのびのびと活躍して欲しい。私の中には、そんな葛藤もある。

中間貯蔵施設への放射性廃棄物搬入が始まったが、今後、周辺地域には、一日数百台のダンプが通る見込みとも言われる。高線量の廃棄物を乗せたトラックが事故を起こした時、放射線の管理ができるのか、被ばくを避けられるのか、その後の除染はどうなるのか、対応策はまだ見えない。

また、放射性廃棄物の最終的な行き先の問題も、県域を越えた大きな課題であり、解決策は見つかっていない。双葉郡の方への意向調査でも、様々な意見が出てくる。ある住民は、既に汚染された双葉郡に最終処分場を作るのが社会のためだ、役に立てるのであれば立ちたいと述べ、また、ある住民は、最終処分場が近所にある町に住民が住む

ようになることは避けたい、大きな被ばくの影響がないというのであれば、全国で平等に負担をすべきだ、と述べた。多くは、自分のこと、家族のこと、町民のこと、そして、社会のことを考え、葛藤の中、一つ一つの重大すぎる選択ができずに、抱え込む日々を送り続けているように見える。

## 6 長く続く苦悩

廃炉作業は、私たちの子、孫の世代に担ってもらわなければならない。また、復興を担わされる、背負わされる子どもたちが押しつぶされないか。子どもたちは、何かしたいと目を輝かせ、真剣に取り組んでいる。しかし、その行動は、自ら選んでいると言えるのか。私もそうだが、震災の辛い体験を乗り越えるために、前向きな活動をしている大人は多いように思う。子どもたちにとっては、震災で受けた心の傷や衝撃は、大人以上に鮮烈かもしれない。

子どもたちの成長に不安も感じる一方で、震災後、子どもたちは、この社会において考え方はそれぞれなのだと、多様性を受け入れているように感じる。例えば、地元食材を摂取したくないために給食を食べない子どもの家庭方針について、そういう考え方もあるよね、別にいいんじゃない、と。そんな子どもたちがいる一方で、大人たちは、相変わらず、考え方の違う相手を責め合ったりしている。多様な価値観で共生できるのか、難しい課題をつきつけた原発事故後、子どもたちの成長は、私にとっては光でもある。

しかし、多くの人が、未だに苦しみ続け、出口さえも見出せていない状況に、心を痛めない日はない。その一方で、原発事故などなかったかのような生活が続く首都圏の様子を受け入れることができずに、怒りばかりを感じる自分にどう向き合えばいいのか。

原発事故後の状況を何かしら改善しようと動いている人々の多くは、言葉には出さないし表現しないけれども、当然、原発は動かすべきではない



と考えている。二度と、このような悲惨な状況が起きて欲しくないと、強く強く願っているから。言葉に出せない今の社会のあり方に大きな疑問を感じつつ、多くの人がより自分らしく生きていける社会の実現のために、私には、できることをひとつひとつしていくことしかできない。

以上

## 福島原発事故被害者の陳述概要

### 市川徹弁護士

(被害者陳述概要については、口頭弁論での陳述における氏名をイニシャルとし、一部を削除するなど編集子が一部変更を施しています。)

#### 第1 はじめに

福島原発事故は、人々にどのような被害を生じさせたのでしょうか。原発の具体的危険性の有無を判断するにあたっては、原発事故により実際に生じた損害を、当然、直視しなければなりません。

今回、そのような趣旨から、福島原発事故により多大な被害を被った方々の陳述書を、ごく一部ではありますが、提出させていただきます。福島原発事故によりどのような被害が生じたのか、陳述書の内容に沿って、ご紹介します。

#### 第2 生活の喪失

まず、人々は、福島原発事故によって、従前の当たり前の生活を失いました。特に、福島の豊かな自然に根ざした生活は、根本から失われました。

##### 1 自然に根ざした生活の喪失

(1) Mさんは飲食店を廃業せざるを得なかった経緯を次のように述べています。

「水や食べ物の放射能汚染が心配で、結局、店を再開することはできませんでした。私の店では、牛乳を使った飲み物、野草のお茶、木の実を使ったケーキ、山菜やキノコの料理、秋にはドングリの料理を出していました。(中略) 太陽熱もお風呂

や料理に利用していました。木を伐(き)り出したりいらない間伐材を貰ってストーブで燃やし、暖をとったり料理もしていました。灰は畑にまいて肥料にしていました。」

「しかし事故後、野草にも、山菜にも、キノコにも、ドングリにも、ベリーや梅やカリン、そして灰にまで、セシウムが検出されました。常連のお客さまも子どものいる方は遠くへ避難していきました。自分で山を開墾し、年月をかけて作り上げてきた店は、最初は休業としていましたが、2013年4月、とうとう廃業届を出し、看板を外しました。こうして私の人生は変わりました。」

(2) Aさんは、1995年に東京から福島県田村市に移住し、自分の土地で思った通りに野菜を育てたいという思いでした。しかし、原発事故により、その生活は失われました。その心境を次のように述べています。

「念願かなって緑あふれる阿武隈山系の山里で暮らし始めた時の感動は今も忘れられません。最初は趣味程度と思っていた野菜作りは年ごとに種類がふえ、休耕田を借りての耕作となりました。

(中略) すぐに有機農法から自然農に切り替えました。耕さず、持ち込まず(肥料を施さない)、持ち出さず(草は抜かず刈ってその場所におく)という農法は有機農業よりもっと自然の営みにあっていると思えたからです。減反政策が緩和されてからは田んぼも借り、稲も育てました。3畝(せ)の田んぼで米を、2反の畑では雑穀、豆、野菜を育て、エゴマからは油も絞りました。シイタケやナメコも育てました。山の恵みも沢山ありました。フキノトウから始まる数々の山菜、初夏はキイチゴやクワの実、秋はクリや柿、キノコもいただきました。春は山菜採り、苗作り、夏は草刈り、食べきれないキュウリやトマトなどの夏野菜を兄弟姉妹や友人に送り、秋は栗拾い、稲や豆や雑穀の収穫と収穫後の処理、冬は薪づくりと四季それぞれに多様な日々を送りました。個性的な木々の芽吹き、毎日成長するのがわかる若葉、季節を忘れ

ずに花を咲かせる山野草、木々の間をとびかい、  
さえずる小鳥たち、庭の松の実やオニグルミの実  
を食べにくるリス、蛙をのみこんで動けなくなっ  
ている蛇、トンボやセミの羽化などをじっとみい  
ることもしばしばでした。本当に目に見えない微  
生物から虫、鳥、小動物、イノシシにいたるまで  
共に生きている、生かされているという実感があ  
り、それはこの上ない喜びでもありました。お金  
では決して買えない満ち足りた生活でした。(中  
略)

まさか原発事故で、放射能で、大地が、緑が、  
空気が汚されるとは思ってもみませんでした。自  
然の営みに合わせた生活は一番打撃を受けました。  
田畑を使うこともできず、薪ストーブを焚くこと  
もできなくなりました。お風呂も薪ボイラーなの  
で使えません。地下34メートルからくみ上げる  
井戸水に放射性物質が検出されなかったのが唯一  
の救いです。でも、山里で生活する楽しみは失わ  
れてしまいました。

(中略) 日常生活が何の心構えもなくある日突然  
に断ち切れ、後を振り返ることも、前を見るこ  
ともできない生活は真っ暗なトンネルの中にほう  
りこまれたような途方に暮れる日々の連続です。  
4年が経ちもう福島へは生きているうちに戻って  
生活することはできないだろうとあきらめるよう  
になりました。だからと言ってこの避難先に根を  
下ろすだけの決心はまだつきません。移住した私  
たちでさえこのような心の状態です。先祖代々そ  
の土地で暮らしてこられた方の苦悩は私たちでも  
計りしれません。福島を返して下さい。汚れてい  
ない元のままの福島を返して下さい。続くはずだ  
った生活を返して下さい。これが私たち被害者の

本音です。でも、そんな  
ことは誰にもできません。  
放射能がばらまかれてし  
まった今、どんな償いが  
できるのでしょうか？  
まさしく、とりかえ



しがつかないのです。」

(3) 小さい頃から自然が大好きで山の中に住む  
事が夢だったという F さんは、念願叶い、27年  
前からいわき市の山奥で畑を作り始めました。し  
かし、原発事故により平和な生活を失いました。  
その心境を次のように述べています。

「畑はもちろん無農薬・有機農法。沢から水を  
引きワサビを作り、木を伐採してはキノコを植(し  
ょ)菌(きん)し、果樹を植えた。山菜を摘んでは  
食卓に並べ、薪ストーブで暖を取るという暮らし  
を謳歌していた。家で飼っている2匹の犬たちは  
自由に野山を駆け回り、畑を荒らすイノシシを追  
い払ってくれた。(中略) 私たちはそんな平穏で幸  
せな日々を過ごしていた。

しかし今回の原発事故はそれらすべてを根底か  
ら破壊してしまった。家の東側は竹林、北と西は  
杉林に囲まれて除染のしようもない。山菜も無農  
薬の野菜もキノコも沢水も口にすることはできな  
くなり、薪ストーブさえ燃やす事ができなくなっ  
てしまった。野山を駆け回っていた犬たちにまで  
すさまじいばかりの被曝をさせてしまっている。

(中略) 県は「もりの案内人」を養成してきた。  
もともと自然が好きだった私は14年前に研修を  
受けて、その一員となった。その後(中略)スキ  
ルアップしながら多くの人々に里山や森を案内し  
てきた。緑豊かな自然の中をゆっくりと歩き、五  
感をいっぱいを使いながらの案内は、参加者はも  
ちろん私自身の心も癒やされて、それは楽しいひ  
と時だった。長い間探し続けた、私のライフワー  
クだった。3月、長い長い冬もやっと終わりを告  
げ、これからが私たち案内人の出番という時に、  
あの原発事故は起こった。自然豊かな森は、風に  
よって降り注ぐ放射能で人の足の踏み入れること  
のできない、恐ろしい汚染の森へと変わってしま  
った。

(中略) 事故後、半年間、私は毎日涙がこぼれて  
仕方がなかった。自然の中で暮らすという夢、私  
のライフワークだった森の案内、(中略) 私の将来

は全て打ち砕かれてしまった。

(4) Tさんは、事故によって失われた福島県内の生活について、次のように述べています。

「みんな(中略)少しずつ枯れていく。あまりお金はなくなるとも今まであった自然と、いちいち放射能を気にしなくてもいい空気の中でしていた土いじりもできなくなった、ということだけでももうダメです。日曜日は川や海に釣りに行けるとか、山(さん)野草(やそう)にふれるとか、そういうこと全部が奪われる。それこそ何気ない当たり前の日常を喪失している。」

## 2 仕事への悪影響

もちろん、原発事故は、自然に根ざした生活以外の生活も奪っています。原発事故当時、いわき市で眼科医院を開業していたKさんも、生活が一変しました。通院患者を放置して避難する気持ちになれない、という理由から、いわきに留まっています。事故後の生活について、次のように述べています。

「東京に避難してすぐに「ヘルパーが来ない、飯が来ない」と全盲の視覚障害者からSOSの電話があったのを契機に、私は避難3日後にはいわき市にもどり、その後診療体制の再構築と避難所への支援物資配布活動を開始しました。放射能汚染が続く中での再出発においては、大部分の職員の避難継続と退職、若い女医が診療応援に来ないなどのために診療レベルの低下は避けられず、診療時間の短縮、手術制限などで対応せざるを得ない状態が続き、いまだに元のレベルには程遠い状態となっております。当眼科クリニックを継承予定で結婚を控えた息子が放射能汚染を理由にいわきに戻ることを中止したために、私の人生設計は大きく狂い後期高齢者となった現在も現役を続行せざるを得ず、甚大な被害を被っております。」

## 第3 被曝による被害

### 1 被曝に対する恐怖・不安

原発事故後、福島に住み続けている方の中には、被曝の恐怖・不安を抱き続けながら生活をしている方が多数いらっしゃいます。

(1) 福島県郡山市で生まれ育ったHさんは、事故後、抱き続けている恐怖・不安について、次のように述べています。

「2011年は、大きな余震が続き、原子炉内の温度計が壊れたのだ、冷却プールへの注水が止まったのだ、肝を冷やすようなニュースが頻繁に流れました。地面が揺れるたびに感じた、当時の恐怖は、「ギロチンの下の暮らし」という言葉で言い表すことができると思います。いつ、何が起きてもおかしくない状況の中で、自分の行動によって、「もう二度と家族に会えないのかも」「帰る家なくなるのかも」という不安を感じながら、常に車のガソリンを満タンにし、出かけるときはスマートフォンのコンセントや予備のバッテリー、ガイガーカウンター、携帯ラジオなど非常用品を詰めた重たいバッグを持ち、自宅には水の汲み置きを常時8リットル、そして二重三重にマスクをして怯えながら暮らしていました。」

2012年、13年、14年も、不安はぬぐえず、不眠や過食も続きました。体調も度々崩しました。生活のリズムが狂い、疲れやすく、病気が治りにくい、この感覚は、福島県以外の方には、なかなか理解できないものかもしれませんが、確かに感じることなのです。(中略) つとめて今までどおりの生活をするよう心がけてはいますが、絶望感と言い換えてもいいこの恐怖感、事故が起きる以前は、一度も感じたことのない気持ちです。

(中略) 毎日のテレビの天気情報の中で、空間線量は何ベクレル、海洋汚染が何ベクレルという発表があり、異常な場所に住んでいることを嫌でも思い出させられます。」

(2) 原発事故後も福島県内に居住しているYさんは、被曝の不安やそれに由来する被害について、次のように述べています。

「私の長男は病弱だったため、食べ物や洗剤・

衣類にいたるまで気をつけて育ててきました。しかし、息子の住む神奈川にまで放射性物質が飛散し、3月20日周辺には何も知らされずに高濃度の被曝をしました。先日は带状疱疹で入院しましたが、被曝による免疫力の低下を疑うと同時に、今後も外部・内部を含め、永遠に低線量被曝を受け続けていくのかと思うと、悔しくて残念でなりません。

このことは当然、福島県内に居住する私自身にも当てはまります。昨年6月以降、首のリンパから甲状腺にかけて腫脹(しゅちょう)があり、今後ずっと発ガンの不安を抱えながら生きなければなりません。

(中略) 事故はいまだに収束もせず、使用済み核燃料プール倒壊の危険が去らないので、地震や台風ときは気が気ではありません。また、毎日線量計を持ち歩いて自分がどれだけ被曝したかに怯え、自分や大切な人が病に倒れるのではないかという不安や恐怖が常にストレスとなっています。」

## 2 子ども達のこと

特に子どもたちの被曝やそれに伴う心身への影響を心配されている方が多数いらっしゃいます。

(1) Mさんは、「子どもたちの甲状腺癌は増え続けています。しかし、原発事故と関係が無いと断定されています。子どもたちの被曝低減策は、除染以外に何も講じられません」と述べています。

(2) 眼科医であるKさんは、「県内の子どもに100名超の甲状腺がんが発見されていますが、被曝との因果関係は否定できない中、多くのお母さん方の不安な気持ちを察すると胸の痛みを覚えます」と述べています。

(3) Yさんは、「特別支援学校の教師をしている私は、(中略)「自分がここで教えていることで、子ども達を被曝させている」という罪悪感に日々さいなまれています。」と述べています。

(4) 福島県双葉郡双葉町(ふたばまち)に住んでいたNさんは、このような悲しいエピソードを紹介しています。

「双葉町にいたある子どもさんが、福島第一原発事故の後、ある中学校に転校しました。その子どもさんが教室に入った時、周りの同級生は「危険だ。」と騒ぎ出したそうです。その子どもさんは中学校に行かなくなりました。登校拒否をして、引きこもり、閉じこもりになったそうです。(中略) その子どもさんも大変です。でも、もっと大変なのは、その子どもを見守っているお母さんです。そのお母さんのつらい気持ちが、私にはよくわかります。」

## 第4 避難生活

福島原発事故による被害で、見逃せない被害の一つに、避難生活を強いられている・ないしは避難を選択せざるを得ない人々がいることが挙げられます。

### 1 避難生活の過酷さ

Tさんは、これまでの避難生活について、次のように述べています。

「親戚の方の車に乗せてもらい、自宅に着いたのは夕方暗くなるころでした。(中略) 夫が書いた『いこいの村なみえ』に避難しています」というメモがあったので、またその車に乗せて行ってもらいました。(中略) それから現在までずっと夫と一緒に避難生活をしております。

12日の早朝、自宅にやっと戻りました。(中略) 室内を歩く道だけは作ろうと片付けているうちに町内の防災無線が聞こえたんです。(中略)「避難しなさい」だか「避難して下さい」だけの繰り返し。(中略) それで”しょうがない”ということで夫の車で出たんですが、案の定、車が国道114号線に向けてあらゆる小さい通から殺到していて動けません。それで、いったん自宅に戻りました。

(中略) 私の車でいよいよ避難の行動にでました。

(中略) 昼ごはんを食べ、それからスタートしました。やっぱり10kmもいかないうちに車の列で、動きがとれなかったです。浪江町の津島に向かいました。(中略) 通常30分で行ける距離を延々と



5時間かけて避難しました。遅かったから行く先々の避難所が全部満杯です。(中略)ひとりが飛んできて、「羽附の集会所が開放になったから、そこへ行ってくれ」ということでそこに行きました。

(中略)そこに3日間おりました。15日の早朝に役場の方が見えて、「ここも避難しなきゃいけない」と言われました。「どこに避難するの?」と聞いたら、「二本松の東和だ」と。(中略)「二本松なら行かない。なぜ、90km圏外に避難の場所を求めないの?」と言いました。そしたら、「いや、とにかく逃げて下さい」と懇願されました。それで雪、みぞれの中を、配付された1人2枚の毛布を持参して、車に乗って二本松市東和地区の体育館に行きました。

体育館は天井が高くてすごい寒いんです。毛布を追加して下に敷いたり新聞紙をまいても、ものすごい寒さで私は眠れない。咳や痰も出始めたので、「ああ、これは肺炎にやられるな。その前に脱出しないといけない」と考えました。電話はそれまで通じなかったんですが、(中略)携帯電話で本宮市の親友にかけたら通じたのです。(中略)彼女も「電気と水はある。食べ物は無いけど来なよ」ということで、16日の早朝スタートしました。体育館の戸を開けたら一面雪。車も真っ白です。で、「雪に触っちゃいけない」と思い新聞紙で雪を払い、それでスタートしました。

その後、避難先を(中略)転々とし、現在は本宮市の仮設住宅で生きています。

(中略)この本宮の仮設住宅には、現在浪江町の住民62世帯が入っています。浪江町の住民2万人のために町がつくった仮設住宅は31カ所あり、ここはそのひとつです。住宅の部屋の造りは、1K、2K、3Kとあり、1Kは単身者用。2Kは2人用で(中略)それ以上の方は3K(中略)私は、それまで転々として、2011年10月に9カ所目でここに夫と2人で入居しました。(中略)2Kの部屋に入居しました。全然荷物も置けない。ところが2012年6月に「3Kに移動していい」

となった。それで今は3Kに住んでいます。(中略)仮設住宅での生活は最初2年だった。「ここに2年間、そうしたら帰れるでしょう」と言っていた。「2年じゃ無理よ」となったら一年伸ばして「3年にしました」となった。次には「こんな仮設じゃダメだから5年後には『仮の町』の方に移るようにしましょう」となった。だから5年で帰れると思ったら、5年経っても帰れなくて、そうしているうちにだんだん疲れちゃう。「また嘘つかれたんだべー」と。その虚しさがあるんです。」

## 2 避難生活によるストレス

過酷な避難生活は、避難者の心身に大きなダメージを与えます。Kさんは、次のように述べています。

「患者さんの中には、仮設住宅に落ち着くまでに次々に避難所が代わり、十分な医療がなされなかったために、また家族離散の仮設住宅での劣悪な環境とストレスのために、緑内障、糖尿病性網膜症、網膜静脈閉塞症、中心性網膜炎などの疾患が発症、ないしは、悪化した例が多数にのぼり、健康面での原発事故被害の深刻さを思い知らされながら、日々診療にあたっております。患者さんの多くは避難所から仮設住宅に移り始め4年が経過しましたが、住み慣れた土地、仕事、コミュニティーなど人生の全てを奪われ、家族が引き裂かれ、身も心も収束にはほど遠い状態であることが診察中の会話からひしひしと伝わってきます。」

## 3 避難後の葛藤

Kさんは、避難後の葛藤を述べられています。Kさんは、事故当時、だんなさんと四番目のお子さんと会津若松市に住んでいました。事故後、15日までは残っていましたが、15日に避難しました。避難の際や、その後の心境を次のように述べています。

「15日早朝、4号機の水素爆発報道により恐怖を抑えることはできなくなり、私は一気にパニックになりました。仙台の夫に電話し、私の異変に気づいた彼は避難を了承しました。妹には彼女

の息子を2時間以内に連れて来るように連絡しました。この甥は、当時小学校6年生で数日後の卒業式を欠席したくないと、前日姉と一緒に避難を拒否していたのです。(中略) 妹は泣きながら息子を私に託しました。(中略)

義弟家族に温かく迎えられ、息子と姪、甥との避難生活が始まりましたが、それは自分を責め始めることにもなりました。多くの人々が東北の被災地に向かっているにもかかわらず、真っ先に逃げ出した自分が本当に情けなく、涙が止まることはありませんでした。子どもたちに泣き声を聞かせてはいけないうと、買い物に出かけると言い嗚咽しながら見知らぬ町を歩いていました。

(中略) 今、福島県が大好きで子育てを夢見ていた若い母親たちが、真実を語らない、生命を宝とした復興を目指さない福島県に絶望を感じ、他県へ移住しています。私の避難同様、決して自分たちだけが移住して良かったとは思わず、残した家族や友人親子を気遣い、我が子が被曝した事実を大きな不安として、デブリのように心の奥底に抱え、これから生きていくのです。」

## 第5 無神経な帰還政策

避難生活も非常に苦しいものですが、他方、行政による無神経ともいえる帰還政策も、やはり人々の心にダメージを与えます。Wさんは、次のように述べています。

「原発を国策としてすすめた人達は、何を考えてすすめたのか、そして、今回の原発事故という過ちに対して、どのような責任を取るつもりなのかが問われなければならないでしょう。しかし、現実には、責任を取るどころか、自分達の過ちを何もなかった事にしようとする様に、除染という名目で、膨大な国民の血税を使って、福島第一原発から10キロ圏内の汚染がひどくて帰ることができない所までも大地をけずり取って、黒い袋に詰め込んでいます。そして、黒い袋の仮置き場が作られ、集められています。さらに、そのような

仮置き場のあるところへ、避難住民を帰還させようとしています。何の心配もないのであれば、自分の故郷に帰りたくない人はいないでしょう。しかし、私の故郷は、今でも、放射線量が高い状態です。そのような場所に、わずかな人数で帰って、元の生活が取り戻せるわけがありません。だからこそ、たくさんの人達が、大切な故郷であるにもかかわらず、帰ることを選択できないのです。(中略) それなのに、なぜ国、東電は人の命に向き合ってはくれないのでしょうか。」

## 第6 おわりに

以上のように、原発事故は、人々の生活を根底から破壊し、被曝への恐怖心を抱かせ続け、多数の人に過酷な避難生活を強いています。また、事故後の行政や東電の不誠実な対応により、二次被害を受けている人も多数いらっしゃいます。福島の事故は、原発の危険性の一端を、私たちに具体的に示しました。

しかも、現実には発生した福島原発事故による甚大な被害でさえ、言葉は悪いですが、「運良く今の程度に収まった」という側面もあります。事故後の対応如何では、より甚大な被害を生じかねませんでした。

私たちは福島原発事故の被害を目の当たりにしたのですから、そのような事故は万が一にも起こしてはなりません。そのような観点から大飯原発の安全性も検討されなければなりません。

大飯原発の再稼働について、Mさんは次のように述べています。

「私たちは被害を受けたものとして、二度と同じ思いを他の誰にも経験させたくないと思っています。事故の真実も責任も明らかにされないままに、原発の再稼働などは考えられないことです。福島の事故から何を学んだのでしょうか。それは被害者の犠牲をあざ笑う行為です。私は大きな声で叫びたいです。「もう大飯原発を動かさないで下さい！」

## 報告会&記者会見

(3 時 50 分より報告会を開催)

### ◆「裁判の会」嶋田事務局長あいさつ

皆さま、こんにちは。今日は第 4 回口頭弁論にご参集いただきまして、ありがとうございます。5 月 23 日に裁判の会の総会を開きまして、私嶋田が新しい事務局長の役に就きました。

「足回り、くち回り」が弱そうだとご心配かもしれません。足回りのほうは事務局活動の充実を図ります。アンテナはもっとよく張っていきます。くち回りのほうでは、スポークス・パーソンを設けまして、女性 1 人男性 1 人でなってもらいました。

いま司会の奥出さんからも説明がありましたが、裁判の会会員をぜひ、倍、倍、倍と増やしていきたいと思います。全国的にキャンペーンを張って、今までに福井で得られた地裁判決、仮処分決定を活かして運動をしていきます。

IAEA (国際原子力機関) が、このあいだ福島第一事故についての最終報告書を出し、その中にこの裁判に関係することが 2 つありました。(東京新聞報道の「要旨」から)

一、東電は福島県沖でマグニチュード (M) 8.3 の地震が発生すれば最大約 15 メートルの津波が第一原発に達すると試算していたが対策を取らなかった。原子力安全・保安院も迅速な対応を求めなかった。

これは、今日の DVD「日本と原発」短縮版に出ていました。

一、地震と津波の災害予測に関する手法は、原発を建設する地域で過去に記録された最大の震度もしくはマグニチュード (M) より大きい地震が最も近い場所で起きると仮定する国際的な慣行に十分沿っていなかった。

このように、批判されています。

次は私が見た新聞記事から、広島原爆の放射能による被ばくのお話 2 つです。

広島原爆の爆心地から 4.1km 離れていましたが「黒い雨」の降った地域で、当時出産直後でそこに留まったお母さんが、最近 90 歳代で亡くなりました。その方は、肺がんと大腸がんと、たしか胃がんだったと思います。最近まで生きてらしたその方の肺などの標本から、放射線が走る跡(飛跡)が確認されたと新聞報道がされていました。(6 月 8 日毎日新聞) 標本の中に放射性物質(ウラン 235らしい)があったのです。

放射性物質が体外に排泄されないで残って、内部被ばくをすることがひとつ実証されたと言えます。

もうひとつも今年の新聞記事ですが、脳の髄膜腫というできものがあります。ふつう良性の腫瘍ですが、これが広島原爆 40 年後から増えている。これは爆心地付近の人に多いらしいです。(1 月 6 日毎日新聞) 最初のピカッとなった時に被爆して遺伝子が少し壊れて、それがずっと残っていてだんだん異常分裂して、腫瘍が大きくなってきたと思います。

IAEA 報告書は「被ばく線量は低く、甲状腺がんの増加は考えにくい」とか、残念な内容です。

こちらは、今日、意見陳述をされました菅波先生の岩波書店の本(ブックレット)です(編注: 19 頁で紹介!)。副題に「被ばくの時代を生きる」と書いてあります。「避難する権利、それぞれの選択」2012.06) 何も核戦争の後じゃないのです。原発が壊れての被ばくです。ほんとうに胸を締めつけられる感じです。たしか、2011 年 7 月頃の「子供の科学」という雑誌で「これからは放射能と共生する時代だ」と書いてありました。それを見てほんとうにショックでした。私たちは、原発のためにこういう時代に入ってしまったのかと思います。

今日の法廷、いろいろな証言から胸を突かれる思いです。私たちとしては、再稼働をさせず、原発を無くしたいという思いでいっぱいです。

**◆笠原弁護士より期日概要の報告**

これについては、本号 2 頁を参照してください。

**◆海渡弁護士よりコメント**

関電側から提出された京都大学大学院法学研究科の高木光教授の鑑定意見書についてですが、函館市が原告となっている大間原発訴訟で原告函館市側の意見書を作成したばかりなのですが、その過程で考えたことなのだそうです。

ひとつは、一言で言うと民事訴訟で原発を止めるということは認めてはいけないんだということなんです。特に仮処分でやるのはとんでもないことだと……。ドイツでは行政訴訟しかできないことになっているということで、確かにドイツではそういう法律制度になっているんですけども、日本の場合は女川原発以来の民事差止でやるという権利があることは確立してきているにもかかわらず、ご本人が行政訴訟学者であることもあるのですが、今まで誰も言ったことのない主張をしています。

それに対して今日の口頭弁論では、こちらの弁護団の方から、関西電力はそういう法的主張をするつもりなのか、と尋ねたわけですが、そこまではやりませんと答えていました。いずれにせよかなり突飛なことを言っていたということです。

それから新規制基準についてですが、高木先生は民主的な根拠付けがあるとして裁判所はこれは尊重しなければならないと言っているわけです。確かに大飯の場合には新規制基準による審査が終わっていませんでしたから、それには一切言及していない判決になっているのです。その後の高浜の仮処分決定では、新規制基準の審査が終了していましたから、裁判所はかなりこれに踏み込んだ判断をしているわけです。それに対しても言葉は悪いですが「素人の裁判官の分際でお国に文句を言っているのか」という言い方をしているのですね。弁護団としてきちんと論破していきたいと思っています。

**◆内山弁護士よりコメント**

今日の口頭弁論で気になったことは最後のやり取りです。議論がかみ合わないままで判決を下されては、川内の仮処分決定のような結果になります。例えば川内では基準地震動の設定の出発点で松田式というのを用い、これは誤差が極めて大きいということを主張したのですが、関電はこれには全く触れなかったわけです。これだけではなく、10 個に余ることについて関電は反論していません。いっそうの危機感を持って対応する必要があるような気がします。

それから全国の裁判の状況ですが、大飯・高浜の仮処分が福井で始まろうとしています。9 月、10 月、11 月毎月期日が入っています。福井地裁は争点を良く理解した上で決定を書きたいと言っています。そういったことをここでもやれたらなあ、と思っています。

それから川内は負けましたが、進行協議が数日前に宮崎高裁で行われました。宮崎高裁は 8 月、9 月、10 月、11 月、12 月と 5 回の期日を入れました。そこでは細かい議論がなされるでしょう。それによって裁判所の理解を得ていくということになるでしょう。

**◆菅波弁護士よりコメント**

いわき市で子ども 5 人を育てながら、弁護士の仕事をしています。震災時は 5 番目の子どもを妊娠していました、地震が起きたときには相談者と打ち合わせの最中でした。実は私は工学部出身で発電プラントの研究なども学生のときにやったこともあり、テレビの映像を見ていて「これは原発が大変になる」と思い、3 月 12 日には避難をして、幸いなことに私と子どもたちは初期の放射性プルームからは逃れることができて、初期の被曝は避けられたわけです。



その後は、「福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク」の副代表などもやっていて、低線量被曝に悩む方々への支援をやったり、様々な分断がある中で「未来会議 in いわき」という対話の場作りに関わってきています。

今日の陳述では、いわきで子ども5人を育てながら、「未来会議」をやる中で聞いた話、旧警戒区域に私が直接行って見たこと、それから福島第一原発も視察させてもらって、そういう中で感じたことなどの話をさせていただきました。

私自身も、原発事故のトラウマからまだ回復してなくて、今日の口頭弁論の「日本と原発」の映画が上映されたときに直視できない場面もあったりしていました。そういう中で、私や周囲の人たちの今の生活の困難というのをちょっとでも改善するということをやってきていて、原発を止めなきゃという思いは持ちつつもこういった活動には関わってこれませんでした。が、いろいろなご縁でここで話をするということになりました。私はこういう原発を止めるという活動はできないんですけれども、皆さんが原発を何とか動かさないようにという活動ががんばっていただいているということがすごく嬉しくて、今日は私が勇気をもらえたなと思っています。これからもがんばりましょう。

### ◆市川弁護士よりコメント

今回、私が福島の子どもの被害にあわれた方々の発言を陳述させていただいた趣旨については、今回の大飯原発の危険性について判断する前提として、どのような観点から見ればよいのかを考えるにあたって、福島の子どもの被害を二度と起こしてはならない立場から審理していただきたいということから、被害にあわれた方々の生の声を裁判所に伝えたい・・・そういったことで今回のプレゼンを担当させていただきました。

証拠として出させていただいたのは11名の陳述書ということで、当然ながら被害にあわれた人数

発言する市川弁護士、右は菅波弁護士



に比べたら本当に少ない数なのですが、様々な陳述書を読ませていただいた中でも、皆さんの被害が広範で多様であることを示す陳述書をピックアップしました。そしてさらにその一部の抜粋ということなのですが、なるべく被害が裁判所側に伝わるような部分を抽出したつもりです。

そして大飯原発再稼働については皆さん同じようなことを言っています。つまり、私たちのような目にあうことが二度とないように、ということで陳述書を書かれています。そういった思いを受け止めて今後がんばっていきたいと思っている次第です。

### 記者会見

Q:映画上映の狙いは？

A:映像というのは説得力があると思います。あの事故がどういう事故だったのか、さらにどういう事態にまで発展する可能性があったのかということ東電の会議録、住民が住めなくなった地域、山になっているフレコンバッグなどを組み合わせて映像で提示することで短時間で裁判所側に状況を理解してもらうことが目的なわけです。

Q:今後の進行について、関電側は審理は不要という考えのようだが、原告側はどう対応する？

A:最低限必要なのは、高木意見書に対する反論です。次回期日までに準備できるかは微妙ですが・・・。また議論さえかみ合っていて、裁判所

がそれをきちんと受け止めれば結果はおのずと決まってくると思っています。

Q: 進行協議が不採用の場合の影響・対応は？

A: 裁判所は採用しないと言ったわけではなくて、意見書提出が 6 月 19 日なので、本日までには十分検討した上での結論は出せなかったということ。次回期日において判断が示されるということです。不採用の場合どうするかということですが、原告側としては進行協議の中でプレゼンをやって、裁判官から質問を受けることで、裁判所に認識を深めていただきたいというのが趣旨です。現実には「裁判官は素人だから、進行協議で説明をして欲しい」と言っている裁判所も出てきているわけです。裁判所に本当に問題の本質を分かったもらうために対話ができるような場を作ろうとしているわけです。進行協議が設けられないのであれば、プレゼンを口頭弁論の中でやって、公開の場で質問を促すということになるかもしれません。

### ◆九州玄海訴訟弁護団 梶島弁護士よりアピール◆

九州玄海原発差止訴訟の梶島です。東島弁護士と共にここに来ています。昨年の大飯判決は大切にしなければと思っています。そのためには全国の皆さんの力を結集しなければならないと思っています。この判決を守るために多くの弁護士の参加を期待しています。

九州玄海訴訟の原告は、現時点で 9365 人です(編注: 7 月 14 日現在で 9396 人!)。今年中に 1 万人を目標としています。周囲の方々に参加を呼びかけてください。

### ◆佐藤弁護団長より挨拶◆

昨年の福井地裁は、3.11 を基本に据え、その視点に立ってあのような事故を 2 度と起こしてはならないという原告の問いかけに答えてくれた。今回の控訴審ではこちらが主張するのみで、被告関電はそれに答えていない。新規制基準を守ってい

ればよいという判決にならないようこちら側が作成した争点整理表の個別の論点について、裁判所に問いかけていきたい。

法廷の内外で関電がまともに答えようとしないことの不当性を訴えていきたい。よろしくお願いします。

## ◆のーなれコーナー◆

【福井弁で原発「のーなれ(なくなれ)」という思いを込めたコーナーです。】

### ♥松本美鈴さん(福井県小浜市)

私は大飯原発から 8 km の所に住んでいて、原発には危機意識を持っているので金沢高裁でも良い判決が出ることを切望しています。

ですが高齢者(74 歳)で体力に自信が無いので、小浜から金沢は遠いなあと気が進まなかったのですが、誘われてバスで参加しました。そしたら小浜なんて比較にならない遠方の岡山県や京都から来てくださっている方達がいらしてびっくり、なんて有り難いことかと頭が下がりました。

道中でマイクが回ってきたので、小浜で署名活動を再開したことを話しました。小浜では、しばらく休んでいた“原発再稼働止めて”の署名活動を再開しました。自分達の担当地域でまだ署名に回っていない地域が残っているから続けてやりましょうと、6 月 24 日に 4, 5 人で署名用紙を配布、28 日に回収しました。200 枚配布して、100 筆近く集まりました。

「親戚がそっち方面の仕事をしているんで署名は出来ないけれど、気持ちはあなた達と一緒にです。頑張ってください」と励まされたり、カンパやジュースのさし入れでみんな元気が出て、次の活動日を決めて署名再開 1 日目を終えました。

福井県内の他地区の皆さん、署名活動をもう少し頑張ってください。一緒に！

## ♥宮崎宗真さん（福井県おおい町）

原発の数ある罪の中で、私が最も怖いと感じるのは、打出の小槌と化したその仕組みに魂を吸取られた人々が目先の利益と、刹那的な安心の追求へと走ってしまう危うさだ。控訴審での被告側の態度もその最たるものだと思う。

その危うさに一石を投じようと、原告側弁護団によって今回上映された「日本と原発」のダイジェスト版と、菅波弁護士らによる、福島の実況の陳述は、彼らにどう映ったのだろうか。映画を鑑賞済みの私は、傍聴席正面最前列を独占している関電側らしき数名と、被告側弁護団の反応をずっと目で追っていた。彼らはとても真剣に、映像に見入っていたように思えた。

小槌の魔力に取り付かれているのは、我々立地地域の住民も同じだ。原発の被害者と同時に加害者にもなりうるという認識の欠如は、再稼働を切望し、安全への追究を疎かにする。

当座ほしいものを出してくれる小槌は、誰にとっても魅力的だ。が、真実の希望を与えてくれるのだろうか。その代償に失うものの大きさを私は常に自問する。株主をして「関電は原発と心中する気か！」と言わしめた会社からは人材の流出が絶えないと聞く。傍聴席の被告側の若者よ、その能力を新しいエネルギーの創出に使ってはくれないか。また、司法は圧力に屈せず、先の樋口裁判長のように事実の重大さと真摯に向き合う姿勢を貫いてほしい。

さて、おおい町では、ooi みらい塾という NPO が本当に小さな1歩を踏み出した。私も参加しているこの会は、色々な立場の相違を超え、健康で持続可能な町造りを目的にしている。この4月福井市の NPO のご協力の元、県内7番目で嶺南初の市民による太陽光発電所「若狭つながり市民ソーラー」（30kw 強）を、当初の予定を超える全国の多くの方々のご協力（出資金40名協力金76名寄付金8名）を頂き開所することができた。この

場をお借りし、ご協力いただいた皆様に深謝申し上げます。協力金を頂いた方には、10年間年末に町の特産品をお送りし、豊かな自然資源の PR と、新たな繋がりを目指している。

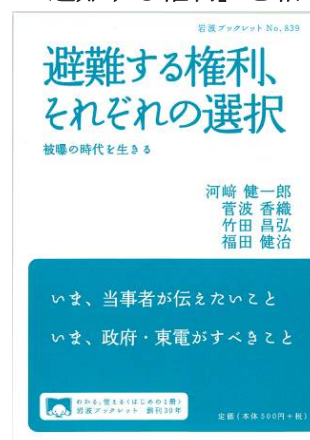
\*<http://ooi-mirai.wafull.jp/>まで！

## ■本の紹介■

『避難する権利、それぞれの選択—被曝の時代を生きる』岩波ブックレット No.839 2012.6.6 刊 500円＋税

著者中3人は若手弁護士で「福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）」の共同代表と副代表。そして竹田氏は共同通信の編集委員。著者と担当章は以下。河崎健一郎（はじめに、1、5）、菅波香織（3）、竹田昌弘（2）、福田健治（4、おわりに）◆はじめに 答えのない問いと向き合う◆1 政府の指示による避難と、そうではない避難◆2 自主避難を続ける家族◆3 放射能問題と向き合うために—原発事故後の福島では◆4 東京電力による損害賠償◆5 求められる、政府による対応とは◆おわりに 改めて避難する権利を考える

書名の「それぞれの選択」から、避難を選んだ人と留まっている人、2つの立場の両論併記の本とってはいいけません。3年前の時点で、対照的な観点にも冷静に触れながら、福島第一原発事故後の「避難する権利」を粘り強く訴える本です。この



本の「それぞれの選択」とは「自己決定の尊重」だと思います。それは菅波さんの7/1陳述結語「多くの人がより自分らしく生きていける社会の実現」を目指すことです。（大阪：徳井）

\*「福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）」<http://www.saflan.jp/>までアクセスを！



## 新聞記事スクラップ

## 福島避難者

## 陳述読み上げ

大飯差し止め控訴審  
2015 7/2

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の運転差し止めをめぐる訴訟の控訴審は1日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で第4回口頭弁論があった。原告側は福島第一原発事故の避難者らの陳述書などを読み上げた。次回の弁論は9月14日。

対する不安や、故郷に帰れず悩み続けている避難者の状況を述べ、「原発事故後の状況を改善しようと動いている人々は当然、原発は動かすべきではないと考えている。二度とこのような悲惨な状況が起きてほしくない」と訴えた。

## 若狭湾の津波

2015 7/2

見解分かれる  
大飯再稼働差し止め控訴審

福井県などの住民が、関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを関電に求めた訴訟の控訴審第4回口頭弁論が1日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）であった。住民側は津波対策について「若狭湾で過去に発生した大津波を軽視している」と指摘。関電側は「詳細な調査の結果、津波による具体的危険性はない」と反論した。

住民側は天正大地震（1586年）によって若狭湾に大津波が押し寄せたことは史料から明らかだと主張。「海底活断層や土砂崩落を要因とする津波も想定し、対策を講じるべきだ」とした。

関電側は堆積物調査などの結果、過去に大津波の事実はないと反論。津波想定については「海底地形などを考慮し、最新の科学的知見を踏まえている。安全性は確保されている」とした。

次回期日は9月14日。

（彦辰則）

うな津波の痕跡は認められない」と反論した。  
（新屋絵理）

## 双方津波対策を主張

2015 7/2 大飯再稼働差し止め控訴審

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の再稼働差し止めを求めた訴訟の控訴審の第四回口頭弁論が1日、名古屋高裁金沢支部であり、双方が書面で津波対策についての主張をした。

住民側は大飯原発が立地する若狭湾周辺に残された大津波の伝承を引用し「自己に不利な史料を無視」している」と指摘。少なくとも既にあった最大の津波を想定するべきだと主張した。一方、関電は若狭湾の津波堆積物

調査の結果、過去に原発の安全性に影響する規模の津波は発生していないと反論。津波に対する安全性は確保されていると主張した。

関電が初の会見  
「現段階で必要な主張や立証を終えた」と主張した。

関電が初の会見

関西電力は、大飯原発の再稼働差し止め訴訟の控訴審の弁論を前にした六月三十日、この訴訟については初となる記者会見を金沢市内で開いた。

関電は地震や津波の想定は適切で、炉心が損傷するような事態は防げると主張。森英樹法務部長は「裁判所に原発の安全性を理解してもらい、早く再稼働を認める判決をもらいたい」と話した。

これまで裁判に

▼編集後記：私事多忙につき、発行がずいぶん遅れてしまいました。お詫び申し上げます。今号も大阪徳井さんには助けていただきました。多謝です。▼今回は希望者全員が入れて、なおかつ数席が空いていました。次回口頭弁論でこの裁判の流れが大きく決定付けられそうな気配がします。一人でも多くの皆さんの傍聴をお願いします。（編集子）

## ▼次回口頭弁論▲

9月14日（月）

14時開廷。

もらう必要性を感じている」とも漏らした。  
（大山弘）